

役員選任に関する細則の一部改正について

令和8年3月21日、役員選任に関する細則の一部を次のとおり改正しました。

（改正理由）

令和7年6月1日から施行される刑法改正により、従来の懲役刑と禁錮刑を統合した「拘禁刑」が創設されました。これに伴い次の新旧対照表のように第5条（欠格条項）第2号中「禁固以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改めるものです。

役員選任に関する細則の一部改正案新旧対照表

改正後	改正前
（欠格条項） 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 （2）<u>拘禁刑以上の刑</u>に処せられた者であって、その執行が終り、又は執行を受けることがなくなってから3年を経過しないもの	（欠格条項） 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 （2）禁錮^コ以上の刑に処せられた者であって、その執行が終り、又は執行を受けることがなくなってから3年を経過しないもの

附 則

（施行期日）

この細則は、令和8年3月21日から施行する。